

東村山市専用水道事務等の事務の委託

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成24年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市専用水道事務等の事務の委託

東村山市と東京都との間における専用水道事務等の事務委託に関する規約を別紙のとおり定め、事務を委託することに議決を得たい。

説明 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、東京都から東村山市に移譲となる専用水道事務等の事務について、東村山市と東京都との間における専用水道事務等の事務委託に関する規約を定め、当該事務を委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、本案を提出するものであります。

## 東村山市専用水道事務等の事務委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、東村山市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 専用水道に関する事務（甲が設置者として行う事務を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）
- (2) 簡易専用水道に関する事務
- (3) 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号）に規定する小規模貯水槽水道等の衛生管理に関する事務に相当する事務
- (4) 飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱（昭和62年9月30日付62衛環環第587号東京都衛生局長決定）に規定する飲用に供する井戸等の衛生管理に関する事務に相当する事務

### (経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

### (収入の帰属)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙に帰属する。

### (収入及び支出の経理)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

### (収入及び支出の精算)

第5条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

### (条例等の制定改廃の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の

規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

#### 附 則

この規約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

## 東村山市専用水道事務等の事務委託に関する規約の実施細則（案）

東村山市（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）とは、東村山市専用水道事務等の事務委託に関する規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり実施細則（以下「細則」という。）を定める。

### （委託事務の執行原則）

第1条 乙は、規約第1条に規定する委託事務（以下「委託事務」という。）を水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号）、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成14年東京都規則第293号）、飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱（昭和62年9月30日付62衛環環第587号東京都衛生局長決定）その他関係法令の規定に基づき管理及び執行するものとする。

### （経費の負担等）

第2条 規約第2条第2項に規定する経費の額は、甲乙協議の上、別に定める単価に実績件数を乗じて得た額（以下「負担額」という。）とする。

2 前項に規定する単価については、委託事務実施の前年度3月末日までに決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、負担額を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

4 乙は、負担額の見積りに関する書類を委託事務実施の前年度8月末日までに甲に送付するものとする。

### （負担額の支払）

第3条 甲は、乙の請求に基づき、委託事務実施の翌年度5月1日までに負担額を支払うものとする。

### （執行状況の通知）

第4条 乙は、毎年度終了後、委託事務の管理及び執行の状況を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に当たり、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、これを賠償する責に任ずるものとする。

(別段の意思表示)

第6条 規約附則に定める別段の意思表示は、規約の有効期間満了の日の6か月前までに文書により行うものとする。

(協議)

第7条 この細則に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

この細則の合意の証として、甲と乙とは正本2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。